

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例
- 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

【解 説】

- 公布した条例の解説

税務課

〃

市町村課

環境企画課

保健福祉課

建築指導課

住宅課

〃

総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十五号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改める。

第三十四条の五の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第三十四条の六の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第四十五条の三の二第一項第二号に規定する自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三十八条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。）又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、「同法」を「所得税法」に改める。

第四十九条の二第二項中「規則で」を「知事が別に」に改める。

第五十条第一項中「若しくは保険業」を「、保険業若しくは貿易保険業」に改め、同条第五項を削る。

第五十八条の三第二項中「第六十二条第一項の規定による申告をする」を「第六十二条第一項、第二項又は第三項ただし書の規定により申告書を提出する」に、「第六十二条第一項の申告書」を「当該申告書」に改める。

第六十二条第一項中「の非課税」を「、法附則第十条若しくは法附則第十条の二本文の非課税」に改め、同条に次の一項を加える。

3 不動産の取得について、第一項に規定する期間内に不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、前二項の規定は、適用しない。ただし、不動産の取得者は、次の各号に掲げる場合には当該各号に定める期限までに第一項各号に掲げる事項（前項に規定する家屋の取得者にあつては同項各号に掲げる事項）を記載した申告書を、第一項後段に規定する規定に該当するときには同項後段に規定する書類を添付して提出しなければならない。

一 法又はこの条例の不動産取得税の非課税、課税免除又は課税標準の特例に関する規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用の有無を確認することができる場合を除く。） 当該不動産の取得の日から六十日以内

二 その他知事が不動産取得税の賦課徴収のために必要と認める場合 知事が別に定める日まで

第六十四条中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第六十六条第六項中「規則で」を「知事が別に」に改める。

第六十六条の二第二項中「第六十二条第一項の規定による申告をする」を「第六十二条第一項、第二項又は第三項ただし書の規定により申告書を提出する」に、「第六十二条第一項の申告書」を「当該申告書」に改める。

第六十七条第二項中「規則で」を「知事が別に」に、「第六十二条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて」を「当該土地の取得について第六十二条第一項、第二項又は第三項ただし書の規定により申告書を提出する場合には当該申告書の提出と併せて、その他の場合には当該取得の日から六十日以内に」に改める。

第六十九条第二項中「規則で」を「知事が別に」に改める。

第六十九条の二第五項中「規則で」を「知事が別に」に、「第六十二条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際併せて、」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期限までに」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該不動産の取得について第六十二条第一項、第二項又は第三項ただし書の規定により申告書を提出する場合 当該申告書の提出の時

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該取得の日から六十日以内

第七十六条の二第一項中「規定する国民体育大会」を「規定する国民スポーツ大会」に、「国民体育大会の予選会等」を「国民スポーツ大会の予選会等」に改め、同条第二項及び第三項中「国民体育大会の予選会等」を「国民スポーツ大会の予選会等」に改める。

第一百七条第六項中「別に」を「知事が別に」に改める。

附則第六条の三の二第二項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改める。

附則第六条の三の三第一項の表附則第六条の三の二第二項第一号の項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第二項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の」に改め、同項の表附則第六条の三の二第二項第一号の項中「第九項まで」を「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」に改める。

附則第六条の三の四第一項を削り、同条第二項中「新型コロナウイルス感染症特例法」を「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。附則第六条の七第一項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）」に、「附則第六条の三の二第二項及び第三項並びに」を「附則第六条の三の二第三項及び」に、「附則第六条の三の二第二項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに前条第三項」を「これらの規定」に、「令和四年」を「令和四年」に改め、同項を同条とする。

附則第十条の二第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

附則第十一条の二の四第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「法第四十五条の二第一項の規定による申告書」を「所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する

場合を含む。)において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。)に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書」を「確定申告書」に改め、「(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)」を「確定申告書」に、「とき」を「とき(租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項の規定の適用がある場合における」を「第四項の規定の適用がある場合における」に、「附則第十一条の二の四第五項」を「附則第十一条の二の四第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第十一条の二の六第二項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第二十三条第四項を次のように改める。

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第三十四条の四第二項の確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。
附則第二十三条の二第四項を次のように改める。

4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第三十四条の四第二項の確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十条第一項及び第五項並びに第六十二条第一項の改正規定 公布の日

二 第三十四条の五の見出し、第三十四条の六の見出し及び同条第一項並びに第七十六条の二の改正規定並びに附則第六条の三の二第一項、第六条の三の三第一項及び第二項、第六条の三の四並びに第十条の二第三項の改正規定並びに次項から附則第六項まで及び附則第十二項の規定 令和五年一月一日

- 三 附則第十一条の二の四、第十一条の二の六第二項、第二十三条第四項及び第二十三条の二第四項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定 令和六年一月一日
- 四 第四十九条の二第二項、第六十六条第六項、第六十七条第二項（「規則で」を「知事が別に」に改める部分に限る。）、第六十九条第二項、第六十九条の二第五項（「規則で」を「知事が別に」に改める部分に限る。）及び第一百七十七条第六項の改正規定 規則で定める日
（個人の県民税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）第三十四条の六第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第三十四条の六第一項の県民税に関する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の岡山県税条例（以下「旧条例」という。）第三十四条の六第一項の県民税に関する申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第六条の三の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。附則第六項において「新租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第六項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（附則第五項及び第六項において「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第五項及び第六項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第六条の三の三第二項及び第三項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。附則第六項において「新震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第六項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び附則第六項において「旧震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び附則第六項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

5 県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例附則第六条の三の四第一項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第六条の三の二第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

6 新条例附則第六条の三の四第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合は、認定住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の岡山県税条例（次項において「六年新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

8 六年新条例附則第十一条の二の四第四項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る岡山県税条例の一部を改正する条例（令和四年岡山県条例第三十五号）による改正前の岡山県税条例附則第十一条の二の四第五項に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）」と、「について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

9 新条例第五十八条の三、第六十二条、第六十六条の二、第六十七条及び第六十九条の二の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例等の一部改正）

10 次に掲げる条例の規定中「第六十二条の規定による申告をする際」を「第六十二条第一項、第二項又は第三項ただし書の規定により申告書を提出する場合には当該申告書と併せて、その他の場合

には不動産の取得の日から六十日以内」に改める。

一 過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例（昭和四十五年岡山県条例第四十四号）第三条第三項

二 離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例（平成五年岡山県条例第二十三号）第

三条第二項

三 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例（平成十三年岡山県条例第九号）第三条第

二項

四 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年岡山県条例第六十六号）第

三条第二項

五 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例（平成三十年岡山県条例第五十三号）第二条第二項

（過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

11 前項の規定による改正後の同項各号に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得について適用し、同日前の不動産の取得については、なお従前の例による。

（岡山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

12 岡山県税条例等の一部を改正する条例（令和三年岡山県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、岡山県税条例第三十四条の六第一項の改正規定中「控除対象扶養親族」を「扶養親族（」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改める。

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十六号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和四年四月一日前に新設され、又は増設された設備に係る課税免除及び不均一課税については、なお従前の例による。

(申請書の提出期限の特例)

3 新条例第二条の規定の適用を受けようとする者(令和四年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「遡及適用期間」という。))に同条第一項に規定する整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた者に限る。)で、遡及適用期間に新条例第一条に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについては、その者の同条第三項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

4 新条例第三条の規定の適用を受けようとする者(遡及適用期間に整備計画の認定を受けた者に限る。)で、遡及適用期間に特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第二項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十七号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成六年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第七条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第十条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、同日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

令和4年6月24日 岡山県公報 号外

墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十八号

墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

墓地等の経営の許可等に関する条例（昭和六十二年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「同法第五条第一項に規定する」及び「同法第五十九条第一項に規定する」を削る。

附則

この条例は、令和四年九月一日から施行する。

岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十九号

岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

岡山県民生委員の定数に関する条例（平成二十六年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「一六〇人」を「一六一人」に改め、同条第四号中「一四五人」を「一四六人」に改め、同条第八号中「一三一人」を「一三三人」に改め、同条第十九号中「六七人」を「六八人」に改める。

附則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十号

建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

（建築物等の制限に関する条例の一部改正）

第一条 建築物等の制限に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第一百十二条第一項」を「第一百十二条第二項」に改める。

第十三条第一号中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に、「同条第六項」を「同条第

七項」に改め、同条第二号中「第八十七条の三五項」を「第八十七条の三第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

(岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十七号中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同項第三十七号の二中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同項第四十二号の六中「第八十七条の三五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同項第四十二号の七中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

附則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第四十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十一号

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例

岡山県営住宅条例(平成九年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「の各号の」を「に掲げる」に改め、同条第二項第五号中「イ又は口の」を「次の」に改め、同号イ中「の規定による一時保護」を「の一時保護」に改め、同号に次のように加える。

ハ イ又は口に掲げる者のほか、知事が県営住宅に入居させる必要があると認める者

第五十三条第一号中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十二号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第九十一号中「以下この号、次号」を「第九十二号」に、「次号に」を「第九十二号に」に改め、同号イ(1)中「(以下「確認書」という。）」及び「(以下「住宅性能評価書」という。）」を削り、

「写し」の下に「(以下「確認書等」という。)」を加え、同号イ(2)中「確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの」を「確認書等のいずれについても」に改め、同号ロ(1)中「確認書又はその写し」を「確認書等」に改め、同号ロ(2)中「確認書及びその写しの」を「確認書等のいずれについても」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九十一の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第六項及び第七項の規定による長期優良住宅維持保全計画(別表第八において「長期優良住宅維持保全計画」という。)の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 確認書等の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 一戸建ての住宅 一万八千七百円
- (2) 共同住宅等 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(3) 区分所有住宅 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

ロ 確認書等のいずれについても提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 一戸建ての住宅 七万四百円
- (2) 共同住宅等 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(3) 区分所有住宅 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

第二条第一項第九十三号中「この号から第九十五号まで及び別表第八において」を削り、「次号」を「第九十四号」に改め、同号イ(1)中「確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの」を「確認書等のいずれについても」に改め、同号ロ(1)中「確認書及びその写しの」を「確認書等のいずれについても」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九十三の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定による認定長期優良住宅維持保全計画(同法第十条第二号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画をいう。以下この号及び別表第八において同じ。)の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に係る部分の認定 長期優良住宅維持保全計画の変更について、確認書等のいずれについても提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 一戸建ての住宅 三万五千二百円
- (2) 共同住宅等 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(3) 区分所有住宅 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

ロ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 一戸建ての住宅 九千三百円

(2) 共同住宅等 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(3) 区分所有住宅 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

別表第八の備考中「、長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を、「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部改正に伴い、不動産の取得について登記の申請をした場合は不動産取得税に係る申告書の提出を要しないこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、事業税の課税免除等の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を延長する等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、国政選挙に準じて岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に係る公費負担の限度額等を引き上げたものである。

◎ 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について

宗教法人法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

市町村長の意見等に鑑み、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改めるものである。

◎ 建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

建築基準法の一部改正等に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例について

最近の社会情勢に鑑み、配偶者からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図るため、知事が県営住宅に入居させる必要があると認める者は、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても県営住宅に入居することができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に鑑み、確認書等の提出がある場合における長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。